

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

1. 改正の趣旨

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直すこととされ、あわせて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への経費助成による支援策を講ずることとされたことに伴い、キャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成金の拡充について必要な規則の改正を行うもの。

2. 改正の内容

キャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成金（人材育成コース）について、今般の雇用保険法改正により拡充された教育訓練給付の対象となる訓練（中長期的なキャリア形成に資する専門実践教育訓練）を従業員に受講させた事業主に対し、事業主が負担した費用（経費及び賃金）の一部を助成するメニューを追加する。

(1) 賃金助成

- | | | | |
|--------------|----------|------|------|
| ①キャリア形成促進助成金 | 1人1時間あたり | 中小企業 | 800円 |
| | | 大企業 | 400円 |
| ②キャリアアップ助成金 | 1人1時間あたり | 中小企業 | 800円 |
| | | 大企業 | 500円 |

(2) 經費助成

- ①キャリア形成促進助成金 助成率 中小企業 1/2
大企業 1/3

※1人あたり下表のとおり訓練時間数に応じた上限額まで支給

- ②キャリアアップ助成金
1人あたり次の訓練時間数に応じた額を上限に要した費用の実費を支給

	中小企業	大企業
100時間未満	15万円	10万円
100時間以上200時間未満	30万円	20万円
200時間以上	50万円	30万円

3. 公布日 平成26年5月16日

4. 施行日 平成26年10月1日

5. 根拠条文

雇用保険法第63条第2項

キャリア形成促進助成金

平成26年度予算額 219億円

1. 制度概要

職業訓練などを実施する事業主に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

※ 事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成するとともに、職業能力開発推進者を選任することが必要

※ 1コースあたり20時間以上の訓練が対象

助成内容			助成額
① 政策課題対応型訓練			
① 成長分野等人材育成コース	大企業・ 中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練	賃金助成：1h当たり800円 (400円) 経費助成：1/2 (1/3) ※()額は大企業の額
② グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)	
③ 育休中・復職後等能力アップコース		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	
④ 中長期的キャリア形成コース	大企業・ 中小企業	中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	賃金助成：1h当たり800円 (400円) 経費助成：1/2 (1/3) ※()額は大企業の額
⑤ 若年人材育成コース	中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	賃金助成：1h当たり800円 経費助成：1/2 ※⑦については企業における実習の助成あり(1h当たり600円)
⑥ 熟練技能育成・承継コース		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
⑦ 認定実習併用職業訓練コース		厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
⑧ 自発的職業能力開発コース		労働者の自発的な能力開発に対する支援	
② 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3
③ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体などが構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練	経費助成：1/2

※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は、①①～④は15万円～50万円(大企業は10万円～30万円)、①⑤～⑧及び②は7万円～20万円

※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円(認定職業訓練又は①⑦の場合は1,000万円)、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円

※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまでです。

※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例(中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2 大企業：賃金400円(1h)・経費1/3)があります。

キャリアアップ助成金について（平成26年度予算：159億円）

○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（※1）の企業内のキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成。（※1）正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。

【本助成金の活用にあたって】

「有期契約労働者等（※2）のキャリアアップに関するガイドライン」に沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、労働組合等の意見を聴いて「キャリアアップ計画」を作成することが必要。

（※2）短時間労働者及び派遣労働者を含む。

助成内容		助成額（ ）額は大企業の額（短時間正社員は大規模事業主）									
正規雇用等 転換 (注)	有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用（以下「転換等」）した場合に助成	①有期→正規：1人当たり40万円（30万円） ②有期→無期：1人当たり20万円（15万円） ③無期→正規：1人当たり20万円（15万円） ※1年度1事業所当たり①～③合わせて15人まで（②は10人まで） ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②5万円、③5万円を加算 ※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり10万円（大企業も同額）加算									
人材育成	有期契約労働者等に ・一般職業訓練（OFF-JT）又は ・有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練） を行った場合に助成	OFF-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：訓練時間数が <table border="1"> <tr> <td>100時間未満</td><td>10万円（7万円）</td><td>15万円（10万円）※</td></tr> <tr> <td>100時間以上200時間未満</td><td>20万円（15万円）</td><td>30万円（20万円）※</td></tr> <tr> <td>200時間以上</td><td>30万円（20万円）</td><td>50万円（30万円）※</td></tr> </table> OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円（700円） ※ 中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を受講する場合	100時間未満	10万円（7万円）	15万円（10万円）※	100時間以上200時間未満	20万円（15万円）	30万円（20万円）※	200時間以上	30万円（20万円）	50万円（30万円）※
100時間未満	10万円（7万円）	15万円（10万円）※									
100時間以上200時間未満	20万円（15万円）	30万円（20万円）※									
200時間以上	30万円（20万円）	50万円（30万円）※									
処遇改善	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%（※）以上増額させた場合に助成 ※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は2%	1人当たり1万円（0.75万円） ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり10万円（7.5万円）上乘せ 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に実施した場合、20万円（15万円）上乘せ									
健康管理	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円（30万円）									
短時間正社員	労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れした場合に助成	1人当たり20万円（15万円） ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に有期契約労働者等から転換した場合、1人当たり30万円（25万円）									
パート労働時間延長	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円（7.5万円）									

（注）①「正規雇用等」とは、「正規雇用または派遣労働者」をいう。②派遣労働者の場合、派遣元事業主で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成。
 ③無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限る。

